

一関市立萩荘中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめの問題克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ① いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- ② 生徒同士、生徒と教職員の信頼関係を築く。
- ③ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- ④ 生徒が互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出せるよう指導する。
- ⑤ 未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に生徒の行動を把握したり、定期的なアンケートや生徒の欠席日数などで検証したりし、改善点について等を検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解を図ること

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。

イ 全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成する。

ウ 生徒にいじめの具体的な姿を認識させるため、具体的な行動や言葉の例を掲示する。

- ② いじめに向かわない態度・能力を育成すること
- ア 道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
 - イ 社会体験・生活体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
 - ウ 教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。
- ③ いじめを生まないために指導上留意すること
- ア 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを心がける。
 - イ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりに取り組む。
 - ウ 教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう細心の注意を払って指導する。
 - エ 教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
 - オ 発達障害等について適切に理解したうえで、指導に当たる。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を高めること
- ア 教育活動全体を通して、生徒一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
 - イ 校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
 - ウ 困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようにする。
 - エ 小中一貫・連携教育を充実させ、幅広く、多様な目で生徒を見守ることで、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。
- ⑤ 生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組
- ア 生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取組を行う。（いじめ防止のための啓発ポスター作成・いじめ撲滅宣言の採択クローバーキャンペーンの取組等）
 - イ 生徒が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ① いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ② 些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ③ グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より生徒の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

① アンケート

月に1回の悩み事アンケートを行い、生活の実態を把握する。

② 教育相談体制

ア 月に1回の悩み事アンケートを基にした、定期的な教育相談によりいじめの実態の把握に努める。

イ 教師と生徒の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

ウ 家庭訪問等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。

エ 生徒が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。

オ 気になる生徒の情報を全教職員で共通認識しておく。

③ その他

ア 休み時間や放課後等、様々な場面で生徒を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。

イ 日記や生活ノート、相談箱を設置すること等から、生徒の悩みを把握する。

ウ 相談電話（24時間子ども相談ホットライン等）を周知する。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

① 発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。

② 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。

③ 全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。

② 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

③ 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、校内いじめ問題対策委員会等で情報共有する。

④ 速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。

⑤ 校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。

⑥ 重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への対応

- ① 生徒から、事実関係の聴き取りを行う。
- ② 生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ③ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ④ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ⑤ 生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ⑥ 安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ⑦ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ⑧ 謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ② いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ③ 聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ④ 保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ⑤ 組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ⑥ 生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ② いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ③ はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④ 教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① 不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ③ 生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ④ 情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

※ 悩み事アンケート・個別面談、いじめ防止対策委員会（運営委員会）は毎月実施

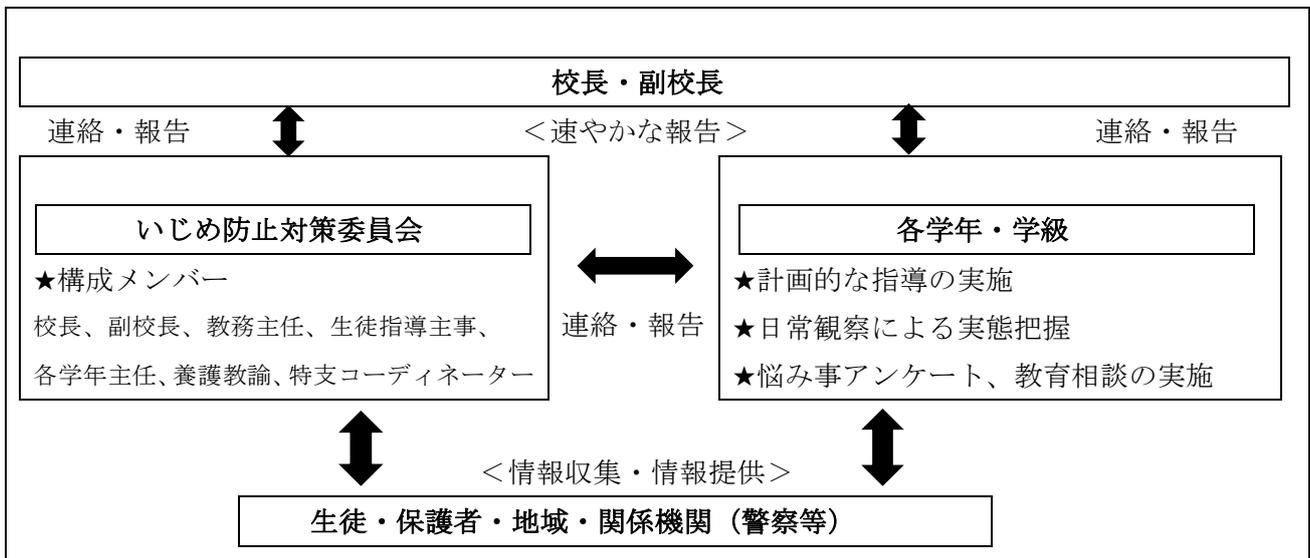
- 4月 ○校内研修① ・いじめ防止基本方針について
・1学期の取組について
○スマホ・携帯安全教室（保護者・生徒）
- 7月 ○教育相談週間
○スマホ・携帯安全教室（生徒）
○保護者面談（期末）
- 8月 ○校内研修会② ・いじめについて
- 12月 ○スマホ・携帯安全教室（生徒）

6 いじめ防止等の対策のための組織 <いじめ防止対策委員会>

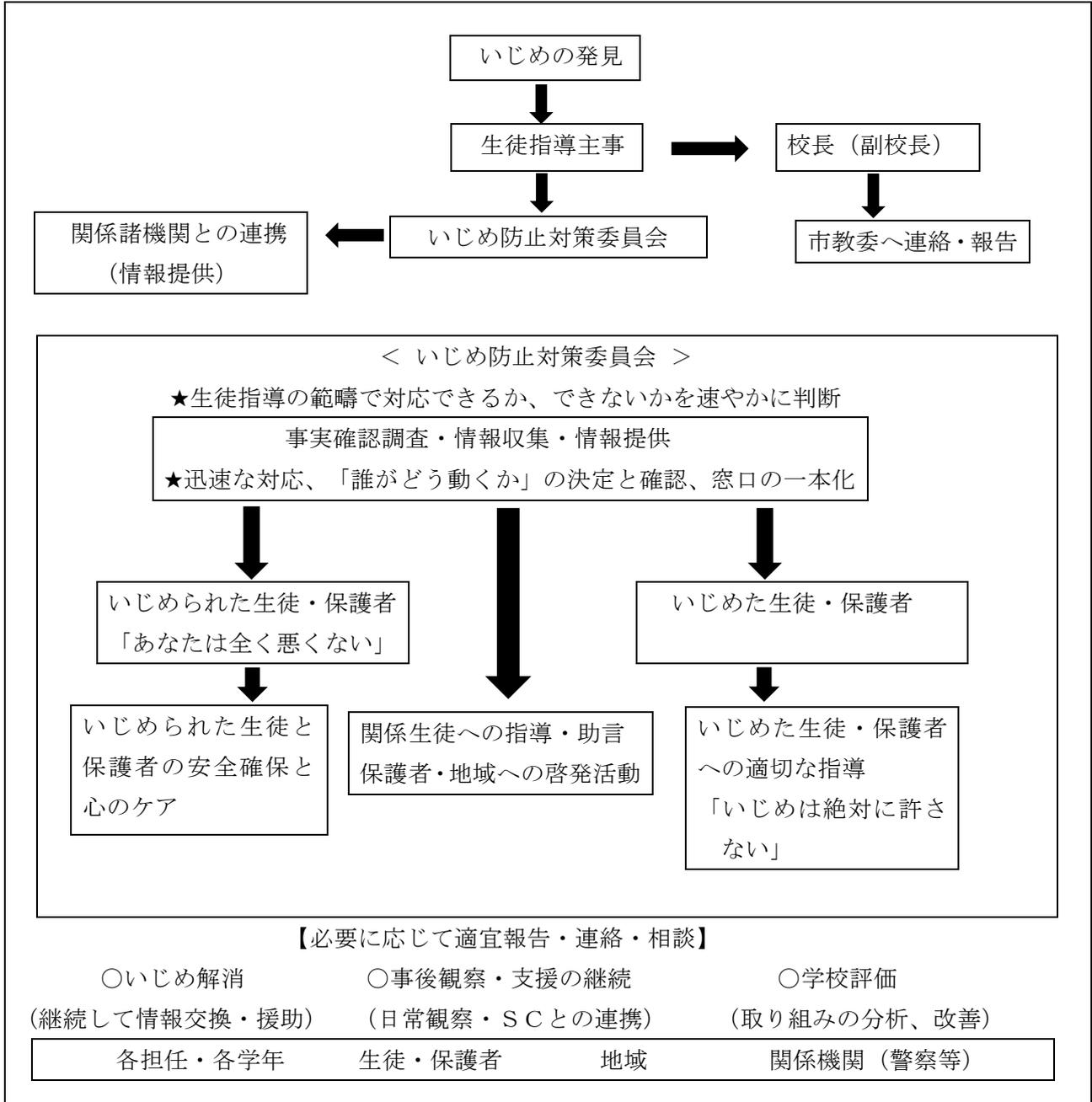
(1) 校内いじめ防止対策委員会活動方針

- ① 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ② いじめに関する相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いがある事案や生徒の問題行動などに関する情報収集と記録，共有化を図る。
- ④ いじめの情報があった際には速やかに会議を開き，情報の共有，関係生徒への事実関係の聴き取り，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。

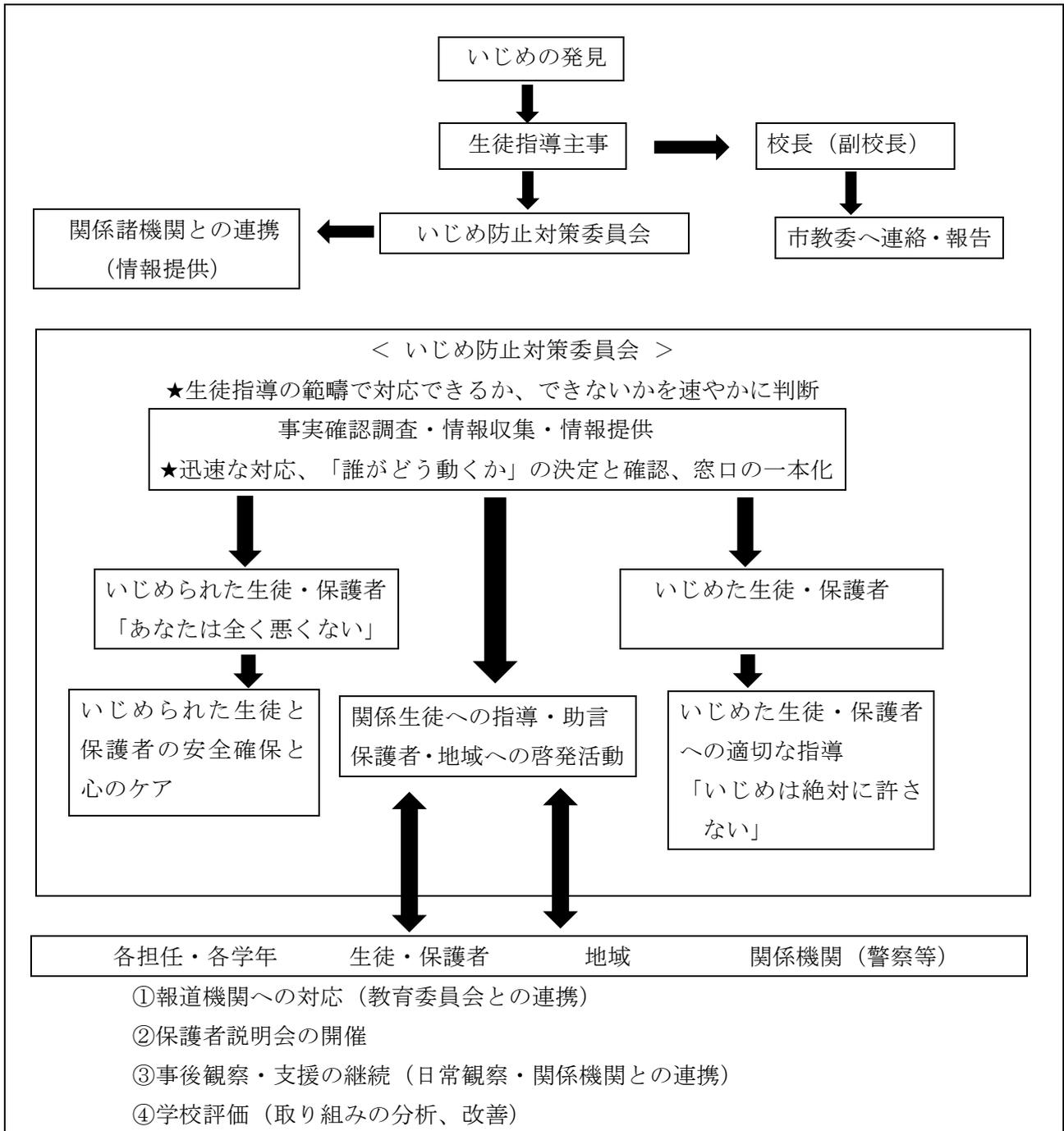
(2) いじめ防止体制（平常時）



(3) いじめ防止体制 (いじめ発生時)



(4) いじめ防止体制 (いじめ重大事案発生時)



7 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

（1） 重大事態とは

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ③ 生徒が身体に重大な障害を与えた場合
- ④ 生徒が金銭を奪い取られた場合

（2） 重大事態の報告

重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

（3） 重大事態の調査

- ① 重大事態が生じた場合は、市教委と連携し、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真筆に受け止め、全校生徒及び保護者に対し聞き取りやアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真筆に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。